

福岡県公報

平成24年2月8日
第3360号

目次

告示(第194号-第197号)

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境保全課) …………… 1
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 1
- 解除予定保安林の所在場所等 (森林保全課) …………… 2
- 解除予定保安林の所在場所等 (森林保全課) …………… 2

公告

- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) …………… 2
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) …………… 3
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) …………… 3
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) …………… 4
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 4
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (子育て支援課) …………… 5

人事委員会

- 福岡県(警察官A(男性)・警察官A(女性)・警察官A(武道指導)・警察官B(男性)・警察官B(女性)・警察官C)採用試験の施行 (人事委員会事務局任用課) …………… 5

公安委員会

- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活環境課) …………… 10

正誤

- 土地改良区の役員の就任及び退任(平成23年1月福岡県告示第129号)中正誤 …………… 11

告示

福岡県告示第194号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

平成24年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する要措置区域
直方市大字頓野字十堂1541番2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
規則別表第5の1の項の中欄に規定する地下水の水質の測定

福岡県告示第195号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成24年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域
直方市大字頓野字十堂1541番2、1541番10及び1541番11の各一部
直方市大字頓野字西尾4054番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物

福岡県告示第196号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川横瀬字荒谷468、472の2、475の2字ウド574の6、575の3、字堂ヶ迫670の9、673の3、674の3、675の3、676の2、679の2、670の10・671の3・675の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字西ノ原719の2、721の3、727の2、775の2、711の2・717の2・728の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字コヤ子780の2（次の図に示す部分に限る。）、780の4、781の2、781の4、字一ノ坂848の2、849、850、851の2、855の2（次の図に示す部分に限る。）、856、879の1、880の4、882の1、893の13、893の14、893の19、893の20、893の22、899の3、899の4、字コフノ本920の6、字ヘリ山921の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第197号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字向山1305の2、1305の3、字明賀ノ谷1512の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

公 告**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年1月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社地建開発	福津市西福岡2-10-1	有尾 悟	平成23年5月21日 福岡県知事許可（般-23） 第66444号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する

給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成24年2月9日から平成24年2月15日までの7日間

4 処分の原因となった事実

株式会社地建開発は、特定建設業の許可を受けずに建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年1月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(株)森若商会	福岡県京都郡荻田町 大字与原2047-7	森若 国光	平成21年4月10日 福岡県知事許可(般-21) 第35497号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執

行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成24年2月9日から平成24年3月1日までの22日間

4 処分の原因となった事実

(株)森若商会は、建設業法第3条第1項2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したにもかかわらず、監理技術者を配置しなかった。

また、本件工事において、施工体制台帳を作成しなかった。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年1月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(株)森若工務店	福岡県京都郡荻田町 大字与原1814-5	森若 國廣	平成22年3月15日 福岡県知事許可(般・特-21) 第35624号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表1に掲げる公共法

人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成24年2月9日から平成24年3月9日までの30日間

4 処分の原因となった事実

㈱森若工務店は、平成22年1月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年1月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 光和電設	北九州市八幡西区田町2 - 7 - 10	梶木 弘志	平成19年4月11日 福岡県知事許可（般-19） 第10112号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成24年2月9日から平成24年2月22日までの14日間

4 処分の原因となった事実

有限会社光和電設は、特定建設業の許可を受けずに建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

また、本件工事において、施工体制台帳を作成していなかった。

これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

大型電子計算機に係る職員管理用サーバ等賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成24年1月11日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

56,136,612円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成23年11月18日

公告

社会福祉法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間並びに社会福祉法に基づく「不利益処分」に係る処分基準について、次のとおり意見を募集します。

平成24年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成24年2月8日から平成24年3月8日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（

男性）・警察官B（女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

平成24年2月8日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

平成24年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格等	試験日	試験種目	試験地	合格発表		受付期間	申込用紙等の 配布場所	試験の 申込先	試験の特例等	その他	
						発表日	発表の方法						
第153回	警察官A (男性)	昭和57年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業 者又は大学を平成25年3月 までに卒業見込みの者	第1次	5月13日 教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月下旬	福岡県警察本部 に掲示する。 合格者には書面 で通知する。	平成24年4月2日から 平成24年4月23日まで	①福岡県警察 本部警務課 ②福岡県内の 各警察署 ③東京、大阪 の各福岡県事 務所	福岡県警察 本部警務課	特例 第153回警察 官A（男性） 及び第156回 警察官B（男 性）に限り、 第1志望又は 第2志望とし て次の都府県 を選択するこ とを認める。 千葉県、 東京都、 神奈川県、 愛知県、 滋賀県、 京都府、 大阪府	これらの試験 の問い合わせ は、福岡県警 察本部警務課 に行うこと。 各試験の詳細 については、 別に試験案内 を交付する。
			第2次	5月下旬 人物試験 身体測定 体力検査	福岡市								
			第2次	6月下旬 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬						
	警察官A (女性)	昭和57年4月2日以降に生 まれた女性で、大学の卒業 者又は大学を平成25年3月 までに卒業見込みの者	第1次	5月13日 教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月下旬						
			第2次	5月下旬 人物試験 身体測定 体力検査	福岡市								
			第2次	6月下旬 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬						
	警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和57年4月2日以降に 生まれた者で、大学の卒 業者又は大学を平成25年 3月までに卒業見込みの 者 ②受験申込日現在、柔道又 は剣道の段位が3段以上 の者で、全日本柔道連盟 又は全日本剣道連盟等が 行う競技会において一定 の成績をあげた者	第1次	5月13日 教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月下旬						
			第2次	5月下旬 実技試験 人物試験 身体測定 体力検査	福岡市								
			第2次	6月下旬 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬						

第154回	警察官C 経済学 (北京語) 情報工学	次のいずれにも該当する者 ①昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者又は平成3年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業生若しくは大学を平成25年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、一定の専門的な資格又は実務経験を有する者	第1次	5月13日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	6月下旬
			第2次	5月下旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
第155回	警察官A (男性)	昭和57年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業生又は大学を平成25年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月16日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬
			第2次	10月上旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
			第1次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
第155回	警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和57年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業生又は大学を平成25年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	9月16日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬
			第2次	10月上旬	実技試験 人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
			第1次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		

平成24年4月2日から平成24年4月23日まで	なお、郵送による申込みは、平成24年4月23日までの消印のあるものに限る。
平成24年8月6日から平成24年8月27日まで	なお、郵送による申込みは、平成24年8月27日までの消印のあるものに限る。

第156回	警察官B (男性)	昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を平成25年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月16日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
				10月上旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
	警察官B (女性)	昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は大学を平成25年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月16日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
				10月上旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
<p>平成24年8月6日から平成24年8月27日まで</p> <p>なお、郵送による申込みは、平成24年8月27日までの消印のあるものに限る。</p>								

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校及びその他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 第1次試験における「人物試験」、「身体測定」及び「体力検査」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。

(注4) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。

(注5) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。

(注6) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内			
	全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内			
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
	学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内			

(注7) 上表中「一定の専門的な資格又は実務経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

試験区分		資格	実務経験
経済		・簿記検定(日商)2級以上 ・簿記能力検定(全経)1級以上 ・簿記実務検定(全商)1級 のいずれかの資格を有する者	経理業務に専任として従事した経験を3年以上有する者
語学	北京語	・通訳案内士(旧通訳案内業)試験合格 ・HSK(漢語水平考試)筆記試験5級以上又は口頭試験高級 ※旧7級以上 ・TECC(中国語コミュニケーション能力検定)Bクラス(700点以上) 以上 ※旧Cクラス以上 ・中国語検定準1級以上 ※旧2級以上 のいずれかの資格を有する者	北京語を第1公用語とする国における留学又は勤務経験を1年以上有する者 若しくは 北京語に係る通訳・翻訳業務又は語学指導業務の経験を3年以上有する者 注1 留学、勤務の形態は問いません。 注2 語学指導とは、中学、高校、大学のほか専門学校等において、専ら語学の指導に従事すること。
情報工学		基本情報技術者(旧第Ⅱ種情報処理技術者)以上の資格を有する者 ※以上の資格とは、次のとおりです。 応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、情報セキュリティスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者	情報システムの開発、保守又は運用業務経験を3年以上有する者

公安委員会

福岡県公安委員会告示第25号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

平成24年2月8日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日	時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成24年4月5日(木)	9:00~17:00(原則)	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
平成24年4月19日(木)	9:00~17:00(原則)			18名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日	時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成24年4月19日(木)	9:00~17:00(原則)	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。

- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
24・1・27	3355	告示	129	6		○	後から2		○ 原	● 原
				7	○		13		○ 原	● 原